

税理士による無料税務相談

確定申告が必要な方(主に、営業所得や不動産所得などの収支計算を必要とする事業所得のある方や、平成13年中に新たに事業を開始された方)のための申告相談所を、次の会場にて開設します。

相談所では、税理士が公平な立場で相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。

い。なお、町県民税および国民健康保険税の申告、譲渡所得、贈与税、相続税関係の相談は行っていません。

日時 3月4日(月)午前10時～正午、午後1時～4時

会場 播磨町商工会館

問い合わせ 加古川税務署
☎0794(21)2953

税務署職員の来庁相談

役場では「町県民税の申告」「国民健康保険税の申告」のほか、「給与所得者・年金受給者の所得税確定申告」などの簡易な内容の相談を主に行っています。これ以外の営業、個人事業などの所得税確定申告については、税務署員が来庁する日を設定していますので、なるべくその日にお越しください。

だくか、直接税務署で申告いただけますすよお願ひします。税務署員の来庁日

2月22日(金)、3月1日(金)、3月8日(金)

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

会場 町役場(第1庁舎)2階203会議室

所得税・消費税の確定申告説明会

新様式の所得税確定申告書の書き方、消費税の改正内容などを説明します。

日時 2月1日(金)午後2時～4時

会場 中央公民館 大ホール

問い合わせ 加古川税務署
☎0794(21)2953

町県民税

確定申告をされる方、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- 平成14年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方。
- サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方。
 - 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
 - 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要)
 - 平成13年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
 - 所得税がかららない方で、雑損控除、医療費控除を受けようとする方

申告に必要なもの

所得税の確定申告と同じです。申告書は税務課にあります。

町県民税と国民健康保険税の問い合わせは税務課へ

申告相談会場

場所 播磨町役場第1庁舎 2階203会議室

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

相談時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

相談内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

国民健康保険税

申告が必要な方

国民健康保険に加入している方は、必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

申告に必要なもの

所得税の確定申告と同じです。申告書は税務課にあります。申告期限は4月15日(月)までです。

申告相談 Q&A

分かんわ～



Q 私の昨年中の収入は厚生年金だけですが、確定申告をしなければならぬのでしょうか？

A 国民年金・厚生年金などの公的年金や、生命保険契約などに基づく年金などを受け取ったときには、雑所得として計算しますが、65歳以上の方(昭和12年1月1日以前生まれの方)と65歳未満の方で、所得の求め方が違います。(表 参照)

所得税については、65歳以上の方は年金の総支払金額が22万8千円未満、65歳未満の方は10万8千円未満ならかかりませんが、所得税が源泉徴収(天引き)されている場合には、確定申告をすることによって所得税の還付を受けることができます。また、それ以上の支払いを受けておられるも、扶養控除などの所得控除の金額によって所得税がからない場合があります。

年金の支払金額が一定の金額を超える場合には、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。なお、複数の年金がある方は、その合計額から計算します。

Q サラリーマンで既に年末調整を受けていますが、昨年多額の医療費を支払っているのですが？

A 確定申告をすることにより、医療費控除を受けることができます。所得税が還付される場合があります。ただし、医療費控除とは、昨年中に支払った医療費の金額(保険金などで補てんされる額は除きます)が所得の5%か10万円を超えるときに、いずれかの少ない方を超える部分の金額を、その人の所得金額から控除するものです。医療費の支払額が、それ以下の場合や、所得税がかかっていない方は、還付を受けることはできません。

(表) 公的年金などの所得の求め方

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額}$$

公的年金等控除額

65歳未満の人	
公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	年金収入 × 25% + 37.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入 × 15% + 78.5万円
770万円超	年金収入 × 5% + 155.5万円

65歳以上の人

公的年金等控除額	
公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超 460万円以下	年金収入 × 25% + 75万円
460万円超 820万円以下	年金収入 × 15% + 121万円
820万円超	年金収入 × 5% + 203万円

計算例

67歳で、公的年金等の収入金額が320万円あるとすると、雑所得の金額は、
320万円 - (320万円 × 25% + 75万円) = 165万円

税務課からのお知らせ

前納報奨金制度が変わります

町では、固定資産税または町県民税を第1回目の納期内に1年分の税額を一度に納付した方に、前納報奨金を交付しています。(実際には、差引額を納付していただいています)

前納報奨金は、これまで月1.0%の率で、限度額を10万円として交付しておりましたが、次の通り変更、ならびに廃止することとなりました。

平成14年度	交付率	0.5% / 月
限度額	5万円	
(税額が平成13年度と同額の場合には、報奨金額は半額となります)		
平成15年度	制度を廃止	

なお、現在口座振替により全納されておられる方で、期別納付に変更される場合は、「口座振替依頼書」を取扱金融機関に提出してください。

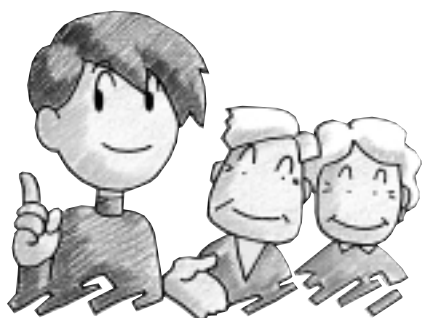
問い合わせ 税務課

☎0794(35)0358

町税の納付は便利な口座振替で

口座振替をご利用いただくと、納め忘れや、わざわざ支払いに向くこともなく、たいへん便利です。

町税は、皆さんの暮らしを豊かにするために使われています



手続きはとても簡単です。「預貯金通帳」「お届け印鑑」「納税通知書」をお持ちになって、口座のある金融機関の窓口でお申し込みください。

なお、申し込みから口座振替の開通まで、約2カ月かかります。

町税の期限内納税にご協力を！

町税を期限内に納税されない場合は、延滞金が加算されます。納税には便利な口座振替をご利用ください。